

鹿沼市部設置条例の一部改正について

次のように改める。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日提出

鹿沼市長 佐 藤 信

鹿沼市部設置条例の一部を改正する条例

鹿沼市部設置条例（平成 9 年鹿沼市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表中「総務部」を「総合政策部」に、「財務部」を「行政経営部」に改め、同表に次のように加える。

上下水道部

第 2 条第 1 号中「総務部」を「総合政策部」に改め、同号ア中「議会」の次に「及び文書法令」を加え、同号イからコまでを次のように改める。

- イ 市政の総合企画及び総合調整に関すること。
- ウ 財政に関すること。
- エ 秘書に関すること。
- オ 広報及び広聴に関すること。
- カ 地域課題（他の部の分掌事務に係るものを除く。）に関する総合調整に関すること。
- キ 水資源対策に関すること。
- ク 情報政策に関すること。
- ケ 統計に関すること。
- コ 危機管理及び防災に関すること。

第 2 条第 2 号中「財務部」を「行政経営部」に改め、同号ア中「財政」を「行政改革」に改め、同号中エをカとし、ウをオとし、イをウとし、ウの次に次のように加える。

- エ 職員に関すること。

第 2 条第 2 号アの次に次のように加える。

イ 組織に関すること。

第2条第3号キを削り、同条第4号ウ中「健康対策」を「介護保険」に改め、同号エ中「介護保険」を「国民健康保険及び国民年金」に改め、同号に次のように加える。

オ 健康対策に関すること。

第2条第7号ウを削り、同条に次の1号を加える。

(9) 上下水道部

ア 下水道に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(鹿沼市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

2 鹿沼市特別職報酬等審議会条例(昭和39年鹿沼市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第6条中「総務部」を「行政経営部」に改める。

(鹿沼市使用料手数料等審議会条例の一部改正)

3 鹿沼市使用料手数料等審議会条例(平成9年鹿沼市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第7条中「財務部」を「総合政策部」に改める。

(鹿沼市行政不服審査会条例の一部改正)

4 鹿沼市行政不服審査会条例(平成27年鹿沼市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第7条中「総務部」を「総合政策部」に改める。

(鹿沼市職員倫理条例の一部改正)

5 鹿沼市職員倫理条例(平成14年鹿沼市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「総務部長」を「行政経営部長」に改める。

(鹿沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

6 鹿沼市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和34年鹿沼市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「下水道事務所に勤務する」を「次に掲げる」に改め、「、次の区分により」を削り、同項第1号中「常時下水処理作業」を「下水道事務所に勤務する職員であって、常時下水処理作業」に、「職員」を「もの」に改める。

(鹿沼市入札適正化委員会条例の一部改正)

7 鹿沼市入札適正化委員会条例（平成17年鹿沼市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第7条中「財務部」を「行政経営部」に改める。

（鹿沼市水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

8 鹿沼市水道事業の設置等に関する条例（昭和42年鹿沼市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「水道部」を「上下水道部」に改める。

（鹿沼市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の一部改正）

9 鹿沼市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例（平成18年鹿沼市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条中「総務部」を「総合政策部」に改める。

（鹿沼市国民保護協議会条例の一部改正）

10 鹿沼市国民保護協議会条例（平成18年鹿沼市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条中「総務部」を「総合政策部」に改める。